

令和2年3月3日

## 意見書

首都大学東京教授 木村草太



### 第1 はじめに

本意見書は、東京地方裁判所平成30年(ワ)第27059号事件に関する東京地方裁判所判決令和元年11月27日の控訴審に関するものである。

結論から述べれば、東京地裁の第一審判決は、憲法が保障する表現の自由の意義を軽視するもので、問題となった表現内容の理解、および、表現内容の意味を画定する際に用いた手法に重大な問題があり、是正されるべきである。

以下、詳論する。

### 第2 第一審判決の概要と控訴審の争点

本件では、控訴人(被告)がツイッターに投稿した次の投稿文が問題となっている。

#### 【本件投稿文】

- ① 逮捕されて制作会社社長が顔を必死に隠しているシーンを見て思ったこと。
- ② 嫌がる女性たちに出演強要し、顔や体、最も知られたくない屈辱的なことを晒させて拡散しズタズタに傷つけて、自分たちは陰に隠れて巨額の利益を得る。
- ③ そんな鬼畜のような人たちはみんな顔を晒して責任を取ってほしいと思う。

(丸数字は、筆者による。)

この文章について、第一審判決は、文章①の「制作会社社長」は本件被控訴人(原告)を指したもので、として特定性があると認定した(同10~11頁)。

その上で、第一審判決は、文章②・文章③は、文章①から「引き続くもの」である上に、「制作会社社長」が「顔を必死に隠している」こととの「対応関係」から、本件被控訴人(原告)「について述べたもの」と認定し(同11頁)、本件投稿文は、「原告が、嫌がる女性を無理矢理アダルトビデオに出演させて、その意に反して恥部を晒し、巨額の利益を得ているとの事実を適示するものと認められる」とした(同13頁)。

ただし、第一審判決は、文章②・文章③を、本件被控訴人(原告)を「明示的に特定して論評したものとはいえない」とも述べている(同11頁)。

これに対し、控訴人(被告)は、本件投稿文のうち、文章②・文章③は、一般論であり、被控訴人(原告)が、そのような行為を行ったと断定するものではないとしている。

本件投稿文について、いずれの理解が妥当か。これが、本件控訴審の争点である。

### 第3 第一審判決の本件投稿文の理解について

#### 1 表現の自由の意義

奥平康弘教授は、名誉棄損に関する裁判所の判断では、憲法論が出てきてしかるべきところに、それが出てこなかった事例が多くあると指摘し、憲法論を適切に展開する必要を説いている（同「日本国憲法の過少な配分」『憲法裁判の可能性』岩波書店 1995年 155頁以下）。名誉棄損の規制は、表現行為の規制である。規制内容は、憲法 21 条 1 項が保障する表現の自由を侵害するものであってはならない。また、名誉棄損に関する民法や刑法については、どのような解釈が「表現の自由を効果的に保障することになるか」という憲法規範を意識した解釈を行う必要がある。

このことは、法解釈のみならず、問題とされた表現の意味内容の認定についても妥当する。文章や言明は、やろうと思えば、いくらでも歪んだ理解ができる。裁判所が、問題とされた文章や言明について、あえて名誉棄損を認定しやすいように、あるいはあえて侮辱と認定しやすいように意味を理解しようとする手法を採用するようになれば、表現をしようとする者に強い委縮効果を与える。これは、表現の自由を最大限保障しようとする憲法 21 条 1 項の趣旨にそぐわない。

だとすれば、名誉棄損訴訟において、裁判所が、問題となる文章や言明の意味を画定する場合には、感覚的・主観的な判断に頼るのではなく、十分な根拠を示す必要がある。

#### 2 表現内容を読み取る基準

この点、第一審判決も引用するように、判例は、「当該表現が人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべき」としてきた。

この基準に言う「一般人」とは、表現を歪めて読み解く意図や、その訴訟について特別な利害関係を持たない者を指すと解され、〈特定の意図を持つ者〉や〈利害関係人〉は、ここに言う「一般人」には含まれ得ない。意味を歪める意図を持って文章を読む者を基準としたならば、表現行為は大いに委縮するから、この基準自体は適切と言える。

また、「普通の注意と読み方」とは、表現内容を適切に理解しようとする注意と読み方を指すものと言える。よく理解できないままの流し読みや、一瞬目に入った単語だけを見て反射反応のように理解する読み方は、「普通の注意と読み方」とは言い難い。仮に、そのような読み方を前提に、表現の意味を認定したならば、表現者が全く予定しない意味が読み取られてしまうことになる。

以上を踏まえ、第一審判決を分析すると、いくつか不可解な点がある。

### 3 第一審判決による内容理解の分析

#### (1) 「人たち」(文章③)の理解

まず、文章③の「人たち」の理解が問題となる。

本件投稿文の文章①は「制作会社社長」と個人について述べたものである一方、文章③は、「人たち」と複数形で記述されている。そうすると、少なくとも、文章③は、「制作会社社長」についてのみ述べたものではない。にもかかわらず、第一審判決は「『制作会社社長』について述べたもの」と認定している。「人たち」が複数形であることを無視した不注意な認定であり、「普通の注意」を伴う読み方とは言い難い。

これだけでも、第一審判決の認定が不当なのは明らかだろう。

#### (2) 「逮捕」事実の意味

この点、第一審判決は、「人たち」の中には、〈他の者とともに〉制作会社社長が含まれる、という趣旨で、不正確な判決文を書いた可能性はある。その場合であれば、「人たち」には、他の強要者とともに、「制作会社社長」が含まれているなどと正しく表記すべきであろう。判決文からは、「人たち」の中には〈他の者とともに〉制作会社社長が含まれる、との趣旨を読み取ることは困難であるが、念のため、文章③の「人たち」に、「制作会社社長」を含むとする理解が可能なのか、検討しておこう。

文章③の「人たち」とは、文章②に言う「嫌がる女性を無理矢理アダルトビデオに出演させた者たちを指している

もし、控訴人(被告)が、そうした「人たち」に、「制作会社社長」を含めたいのであれば、「制作会社社長」について述べた文章①に、同人がそのような行為をしたと断定できる事実を書き込んでおく必要がある。ところが、文章①では、「制作会社社長」について、「逮捕」された事実しか書かれていない。

「逮捕」は、捜査機関による身柄の拘束にすぎず、厳密な証拠調べの結果の有罪認定とは異なる。逮捕の事実、捜査機関が嫌疑を持っていることしか示していない。また、確定判決が出るまで、被疑者は推定無罪の段階にあることは、公示された憲法・刑事訴訟法等に示された法原則であり、一般人にも広く知られている。

そうすると、仮に、控訴人(被告)が、〈制作会社社長は出演強要をした〉という事実を適示したいなら、逮捕の事実だけを書き、それ以上の事実を書き込まないのはおかしい。そのような事実を適示したいなら、〈女性を騙した制作会社社長が顔を必死に隠している〉とか、〈嫌がる女性を強要してAVに出演させた制作会社社長が顔を必死に隠している〉と表現したはずである。

そうした表現をしていないことからすると、文章①の「逮捕」は、むしろ、「制作会社社長」は推定無罪の段階であることを積極的に示す記述であると理解するのが、一般の読者の普通の注意と読み方である。

そうだとすれば、文章①に示された、推定無罪の段階にある逮捕された制作会社社長が、文章②・③に示された、嫌がる女性を無理矢理アダルトビデオに出演させた「人たち」に含

まれると理解することは不可能である。

### (3) 文章①と文章②・文章③の関係

以上のように、文章③の「人たち」という表現、文章①が「逮捕」事実の適示に止まっていることから、文章②・文章③は、「制作会社社長」に関する事実適示でないことは明らかである。それにもかかわらず、第一審判決は、文章①に「引き続くもの」だという理由で、文章②と文章③は「制作会社社長」について述べたものとした。この論証は妥当か。

一般に、単に続けただけでは、二つ目の文章が一つ目の文章に登場する者の描写であることにはならない。例えば、「社長が歩いている。雨の音がする。」という続きの文章があっても、誰も、雨の音が社長から出ているとは理解しないだろう。二文目が、一文目に登場する人物の描写だと理解するには、単に「引き続く」だけではない、何らかの論拠が必要である。

では、文章①と文章②の関係は、どのようなものか。

文章①は、アダルトビデオの制作会社社長でも、「逮捕」されれば恥ずかしいと感じ、顔を隠したくなるという事実を描写している。続く、文章②では、アダルトビデオ出演強要の被害者が、いかに屈辱的に思い、自らの顔や体を晒されたくないと思っているかが記されている。

まず、制作会社社長の恥の感情と、アダルトビデオ出演強要被害者の屈辱感は、いずれも顔や体を隠したくなる根拠として共通する。共通点があるのだから、両者が並べられるのは不自然ではない。

また、アダルトビデオ出演強要被害者は社会的に見て圧倒的少数派であり、その被害の苦しさは、自分も同様な被害に合い得るとは思っていない圧倒的多数の人には理解され難い性質を持っている。特に、もしも、アダルトビデオ出演強要による被害の苦痛について、製作者の側に十分な理解があったならば、そうした被害は生じないであろう。このため、アダルトビデオの制作者でも、「逮捕」されれば顔を隠したくなるほど恥ずかしい気持ちになることを指摘するのは、自分が被害者になり得るとは思っていない圧倒的多数の人々に、強要被害者の苦しみを想起してもらうための有意義な手法と言える。

そうすると、文章②は、「制作会社社長」の加害の事実を告発するためではなく、アダルトビデオ制作者の「逮捕」の恥と、アダルトビデオに出演強要された場合の屈辱感を対比する意味で、文章①と並べられているものである。

そして、文章③は、女性に、それほどの屈辱感を与えた者たちを非難する内容となっている。責任をとる方法として、「顔を晒す」ことを要求することが適切かどうかは議論の余地があろう。しかし、文章③は、あくまでアダルトビデオ出演強要の加害者に対する一般的な評価を述べたものであり、特定の者の名誉を棄損したり、侮辱したりすることにはならない。

以上からすれば、文章①に「引き続く」という理由では、文章②・文章③が、「制作会社社長」について述べたものだと認定できない。

#### 4 小括

以上の検討からすると、第一審判決の本件投稿文の理解は正しくなく、文章から読み取れ

ないものを読み取っている。文章③が「人たち」と複数形の言葉を使っている点、文章①に適示された事実が「逮捕」にすぎない点、「引き続く」という理由だけでは、前の文章に登場する人物の描写とは理解できない点のいずれについても、精密な考察がなされているとは言えず、第一審判決の論証はあまりに粗雑である。

表現内容の理解は、名誉棄損の成否を分ける重大な事実認定である。表現の自由を効果的に保障するには、慎重かつ緻密な論証が必要であろう。裁判所が、第一審判決のような認定方法をとるならば、今後表現を行おうとする者は、裁判所が正しく意味を理解してくれない可能性を恐れ、表現行為を委縮せざるを得ない。第一審判決は表現の自由への脅威であり、控訴審において、是正されるべきである。

#### 第4 第一審判決の「裏付け」手法の問題点

また、判決は、本件投稿文の意味の認定について、複数のツイッターの返信を裏付けとして引用する。しかし、この裏付け手法には大きな問題がある。

##### 1 ツイッターの返信を裁判所が裏付けとして用いることの問題

まず、一般論として、裁判所が、投稿文の意味内容を認定する際の裏付けとして、ツイッター投稿文への返信を利用する弊害は大きい。これは、次の三つの理由による。

第一に、ツイッターでは、投稿者から閲覧禁止（ブロック）措置をされていない限り、誰でも投稿に対し返信できる仕様になっている。このため、投稿者に個人的な恨みや感情的反発を持つ者が、投稿文の内容を取って歪めて理解して攻撃的な返信を行うことも多い。そうした返信者は、攻撃的な意図を持つ者であり、客観的な「一般人」とは言い難い。とすれば、投稿文への返信を、「一般人」の読み方を示したものと理解するのは危険である。

第二に、ツイッターでは、短文を投稿できるアカウントを、匿名で複数取得できる。しかも、アカウント取得の手続きは容易である。仮に、裁判所が、ツイッターでの返信を投稿文の意味内容の理解の「裏付け」に利用するようになれば、投稿者に対して害意を持つ者が、投稿文を曲解した上で大量の返信を行い、裁判所に名誉毀損を認定させようとする事態が横行するだろう。そのような事態が生じれば、表現をしようとする個人は、ツイッターというメディアでの表現自体を控えざるを得なくなる。これは、表現の自由に対する深刻な萎縮効果である。

第三に、訴訟における事実認定の根拠とするのであれば、それにより不利益を受ける当事者に、投稿者への尋問の機会を与えるなど、吟味の機会を与えるべきである。しかし、ツイッターの投稿者を特定することは容易ではなく、法廷で吟味の機会を与えることは困難である。吟味できないあやふやな根拠で、名誉毀損の成否にかかわる表現の意味内容を画定する手法は、極めて不適切である。表現の自由への悪影響も大きい。

##### 2 本件で「裏付け」とされた返信の本来的な意義

次に、一般論ではなく、本件に関する具体的手法としても、第一審判決の裏付け方法には

問題がある。

第一審判決文では、「裏付け」として引用する返信を行った者を、「一般の読者」だと断定する。しかし、先ほど指摘したように、ツイッターでは投稿者に害意を持つ者が返信することは容易であり、また、投稿文の意味内容を画定する根拠は吟味されねばならない。返信者が「一般の読者」であると断定するなら、返信者の経歴や本件訴訟の当事者との関係などを認定し、返信者がどのような人物であるのかを説明する必要があるだろう。しかし、第一審判決文には、返信者がどのような人物であるのかを全く認定していない。それにもかかわらず、返信が「一般の読者」によるものだと断定するのは、あまりにいい加減である。

さらに、返信内容が、第一審判決の裏付けになるかも不明である。第一審判決が12頁で引用する返信のほとんどは、文章①の「制作会社社長」について、「刑が確定していない」・「逮捕された」にすぎない段階であることを認識した内容となっている。

仮に、控訴人（被告）の投稿が、〈制作会社社長がアダルトビデオ出演強要をした〉という事実を適示しているのであれば、一般の読者は〈本当にひどい〉とか、〈その事実をどうやって知ったのですか?〉といった出演強要の事実適示を前提にした反応をするはずであって、〈まだ刑が確定しない逮捕段階なのに過剰な非難ではないか〉とは反応しないはずである。

では、なぜ、返信者は、「制作会社社長」が犯罪事実の確定しない推定無罪段階であることを認識できたのか。それは、控訴人（被告）が投稿文に、現段階では「逮捕」に止まっている旨を記載していたからである。つまり、引用された返信文の多くは、本件投稿文から、〈A:制作会社社長が逮捕されたという事実〉と〈B:逮捕された人物に対する強い否定的評価〉を読み取ったうえで、「控訴人（被告）によるBの評価は不適切ではないか」との価値判断を示す内容になっている。すなわち、返信者が投稿文から読み取った事実は、あくまで〈A:逮捕の事実〉であり、出演強要の事実ではない。

とすれば、第一審判決が12頁で参照する返信は、むしろ、本件投稿文が、〈被控訴人（原告）がアダルトビデオ出演強要をした〉という事実を適示していないと理解すべき根拠である。12頁で引用する返信文は不法行為成立の根拠となりえず、もしこれを根拠としているのであれば、第一審判決が不法行為の成立を認めた前提が欠ける。

このように、本件投稿文の意味内容の画定にあたり、ツイッターでの返信を「裏付け」として利用したのは、一般論としても、本件に限った個別具体的問題としても不適切である。裁判所が、そのような不適切な手法をとれば、表現の自由への悪影響は甚大である。憲法の趣旨からは、許しがたい。

## 第5 おわりに

以上、まとめると、第一審判決は、本件投稿文の意味内容の理解が正しくない。また、意味内容の画定の「裏付け」としてツイッターでの返信を利用したことは、表現の自由への悪

影響が大きすぎる。

思うに、第一審判決は、この判決が社会に与える影響を軽視しすぎている。本件で認められた賠償額は 5 万円とさほど高額ではなく、第一審も軽く考えたのかもしれない。しかしながら、奥平教授が指摘したように、名誉毀損訴訟判決の結論や論証は、表現の自由に大きな影響を与える。裁判所は、表現行為の不当な萎縮を招かないよう、名誉毀損訴訟においては慎重の上にも慎重に、事実を認定し、表現の意味を画定し、法律を解釈すべきだろう。

以上